

平成 26 年 2 月 14 日

第 1 回定例会提案理由説明書

登米市議会

議員 番

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6号第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦対象者 略歴

氏名	み うら せい こう 三 浦 誠 幸
生年月日	[REDACTED]
住所	登米市石越町 [REDACTED]
職業	無職
略歴	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6号第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦対象者 略歴

氏名	すず き やす こ 鈴木泰子
生年月日	[REDACTED]
住所	登米市東和町 [REDACTED]
職業	農業
略歴	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

議案第 1 号	平成 25 年度登米市一般会計補正予算（第 7 号）
議案第 2 号	平成 25 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 3 号	平成 25 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 4 号	平成 25 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 5 号	平成 25 年度登米市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 号	平成 25 年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 7 号	平成 25 年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 8 号	平成 25 年度登米市水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 9 号	平成 25 年度登米市病院事業会計補正予算（第 4 号）
議案第 10 号	平成 25 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 4 号）

議案第 1 号平成 25 年度登米市一般会計補正予算（第 7 号）から議案第 10 号平成 25 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 4 号）までについては、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 億 9,637 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 483 億 5,332 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、認可保育所運営事業 2,470 万円、戸別所得補償経営安定推進事業 2,877 万円などを増額する一方、病院事業会計繰出金 6,850 万円、緊急雇用対策事業 1 億 4,926 万円、もくもくランドバイオマス発電施設整備事業 1 億 8,672 万円などを減額、加えて土地取得特別会計繰出金 8 億円、減債基金積立金 6 億円、ふるさと基金積立金 2 億 4,525 万円、地域医療体制整備基金積立金 3 億円を増額して計上しております。

歳入では、個人市民税の増により市税を 3 億 8,641 万円、地域の元気臨時交付金など国庫支出金を 2 億 6,193 万円増額する一方、緊急雇用創出事業補助金などの県支出金を 3 億 318 万円、市債を 1 億 4,270 万円減額、加えて地方交付税 4 億 4,070 万円、前年度繰越金 4 億 6,606 万円などを増額して計上しております。

また、繰越明許費 30 件、債務負担行為補正として追加 174 件、変更 1 件、地方債補正として追加 9 件、変更 21 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で保険給付費 1 億 8,828 万円などを増額する一方、共同事業拠出金 1 億 4,955 万円などの減額と債務負担行為の追加 1 件を、後期高齢者医療特別会計の歳出で後期高齢者医療広域連合納付金

1,196 万円と債務負担行為 3 件を、介護保険特別会計の歳出で認定事務費 344 万円の減額と繰越明許費 1 件、債務負担行為補正として追加 2 件を、土地取得特別会計の歳出で土地開発基金への繰出金 7 億 9,984 万円を計上しております。

下水道事業特別会計では、歳出で下水道施設整備費 1 億 4,931 万円などの減額と繰越明許費 2 件、債務負担行為補正として追加 4 件、地方債補正として変更 3 件を、宅地造成事業特別会計で繰越明許費 2 件を計上しております。

企業会計については、水道事業会計の収益的収入で給水収益 2,100 万円を減額し、資本的収入で工事負担金 2,100 万円、水道加入金 1,221 万円を増額しております。

また、収益的支出で納付消費税等 706 万円を増額し、資本的支出で浄水施設整備事業 4,000 万円、配水管整備事業 6,300 万円を減額、債務負担行為補正として追加 6 件を計上しております。

病院事業会計では、患者数の減少などによる医業収益 2 億 2,545 万円、医業費用 8,029 万円を減額し、特別損失の不納欠損 193 万円を増額、債務負担行為補正として追加 11 件、たな卸資産購入限度額を減額して計上しております。

老人保健施設事業会計では、事業費用の材料費、経費の増額や特別損失の不納欠損 301 万円、債務負担行為補正として追加 4 件を計上しております。

議案第 11 号	平成 26 年度登米市一般会計予算
議案第 12 号	平成 26 年度登米市国民健康保険特別会計予算
議案第 13 号	平成 26 年度登米市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 14 号	平成 26 年度登米市介護保険特別会計予算
議案第 15 号	平成 26 年度登米市土地取得特別会計予算
議案第 16 号	平成 26 年度登米市下水道事業特別会計予算
議案第 17 号	平成 26 年度登米市宅地造成事業特別会計予算
議案第 18 号	平成 26 年度登米市水道事業会計予算
議案第 19 号	平成 26 年度登米市病院事業会計予算
議案第 20 号	平成 26 年度登米市老人保健施設事業会計予算

(別冊)

議案第 21 号

登米市南方大岳生活改善センター条例を廃止する条例について

本案は、登米市南方大岳生活改善センターを、主として利用している関係行政区に対して無償譲渡を推進するため、本条例を廃止するものであります。

議案第 22 号

登米市登米林業活動センター条例を廃止する条例について

本案は、登米市登米林業活動センターを、主として利用している関係行政区に対して無償譲渡を推進するため、本条例を廃止するものであります。

議案第 23 号

登米市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）による消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、消防長及び消防署長の職に必要な資格の基準を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第 24 号

登米市東和多目的集会施設条例の一部を改正する条例について

本案は、東和相川・平倉地区多目的集会施設等を、主として利用している関係行政区等に対して無償譲渡を推進するため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 13 ページ）

議案第 25 号

登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、障害程度区分認定審査会の名称を改めるとともに、農業委員会の委員の報酬を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 14 ページ）

議案第 26 号

登米市手数料条例の一部を改正する条例について

本案は、住民基本台帳カードの交付に係る手数料について、特例措置として平成 20 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間無料としているものを、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号）第 19 条の規定の施行日の前日までの間延長するもの及び別表中、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 44 の規定による住民基本台帳カードの交付を、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 19 条の規定の施行日の前日までとするもの並びに地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の一部改正に伴い、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条第 1 項前段の規定により危険物の製造所設置許可手数料及び取扱所設置許可手数料を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 16 ページ）

議案第 27 号

登米市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）による社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を見直しするため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 20 ページ）

議案第 28 号

登米市公民館条例の一部を改正する条例について

本案は、東日本大震災で使用できなくなった森公民館の機能を旧森小学校に移転することに伴い、所在地及び施設使用料を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 21 ページ)

議案第 29 号

登米市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について

本案は、登米市ふれあいセンターの利用者の利便性の向上を図ることから、休館日を公民館と同様にするため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 23 ページ)

議案第 30 号

登米市公園条例の一部を改正する条例について

本案は、津山柳津谷木公園用地について、消防署津山出張所用地として活用するため用途変更が必要なことから、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 24 ページ)

議案第 31 号

登米市道路占用料条例の一部を改正する条例について

本案は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正が平成25年9月2日に施行され、国有林野事業を例外として道路占用料が免除となっていた国の事業について例外規定がなくなったこと、また、平成26年4月1日から施行される、同法施行令の一部改正により、地価の平均により分類されて定められていた占用料の額が変更になることから、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 25 ページ)

議案第 32 号

登米市都市公園条例の一部を改正する条例について

本案は、準用している登米市道路占用料条例（平成17年登米市条例第198号）の一部改正に併せて、都市公園の使用料を改定するとともに、都市公園内への自動販売機設置に係る使用料を設定するため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表34ページ）

議案第 33 号

登米市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例について

本案は、平成18年度に米川地区農業集落排水事業により着工した排水処理施設が、平成26年4月1日から供用開始するため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表37ページ）

議案第 34 号

登米市営住宅条例の一部を改正する条例について

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）及び福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成25年法律第12号）の施行、登米市災害公営住宅整備事業に伴う市営住宅並びに共同施設の新たな設置、市営住宅使用料債権の取扱いを最高裁判例に基づき、公債権から私債権へ改めるため及び豊里上屋浦集会室を主に利用している関係行政区等に対して無償譲渡するため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表38ページ）

議案第 35 号

登米市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）による地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）の一部改正に伴い、青少年問題協議会委員の資格要件等を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。 （新旧対照表43ページ）

議案第 36 号

登米市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部
を改正する条例について

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、「障害程度区分」が「障害支援区分」に見直されることから、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表44ページ）

議案第 37 号

登米市医学生奨学金等貸付条例の一部を改正する条例について

本案は、看護師奨学生の奨学金の償還を免除する就業後の従事期間を、貸付額に応じた期間になるよう変更すること、また、医学奨学生の専門医資格取得等により市立病院での勤務が遅れる場合、奨学金の償還を一定期間猶予するため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表45ページ）

議案第 38 号

登米市児童活動センター条例の一部を改正する条例について

本案は、従来、米川児童活動センターで実施していた米川児童クラブの放課後児童健全育成事業を、米川小学校内において放課後子ども教室として実施していることから、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表46ページ）

議案第 39 号

登米市定住促進住宅条例の一部を改正する条例について

本案は、登米市営住宅条例（平成17年登米市条例第209号）の一部改正に伴い、定住促進住宅使用料債権を同条例の取扱いに準じ公債権から私債権へ改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表47ページ）

議案第 40 号

登米市緊急避難用住宅設置条例の一部を改正する条例について

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）が平成26年1月3日から施行され、法律の題名が見直されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表48ページ）

議案第 41 号

登米市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

本案は、平成25年の人事院による職員の給与等に関する報告を踏まえ、給与構造改革における昇給抑制の回復措置を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表49ページ）

議案第 42 号

財産の取得契約の変更について

本案は、LED防犯灯の購入契約を変更するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 43 号

市道路線の認定について

本案は、北方・中田線ほか141路線の市道路線認定を行うにあたり、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 44 号

市道路線の廃止について

本案は、北方・中田線ほか 121 路線の市道路線廃止を行うにあたり、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 45 号

平成 25 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について

本案は、補助金等をもって取得した資産の撤去により発生する損失を補填するため、資本剰余金の処分を行うことについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 46 号

平成 26 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について

本案は、他会計負担金をもって貸し付けた投資資産の将来の損失に備えるために計上する引当金により発生する損失を補填するため、資本剰余金の処分を行うことについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 47 号

宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

本案は、宮城県市町村職員退職手当組合の構成団体である塩釜地区環境組合が平成 26 年 3 月 31 日限りで脱退し、同組合を組織する地方公共団体の数が減少することに伴い、宮城県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて、同組合から地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による協議がありましたので、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

(新旧対照表 50 ページ)

議案第 48 号	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
----------	---------------------------------------

本案は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会から塩釜地区環境組合が平成 26 年 3 月 31 日限りで脱退し、同委員会を共同で設置する地方公共団体の数が減少することに伴い、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約を変更することについて、同委員会から地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定による協議がありましたので、同法第 252 条の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

（新旧対照表 51 ページ）

議案第 49 号	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
----------	-------------------------------------

本案は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会から塩釜地区環境組合が平成 26 年 3 月 31 日限りで脱退し、同審査会を共同で設置する地方公共団体の数が減少することに伴い、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約を変更することについて、同審査会から地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定による協議がありましたので、同法第 252 条の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。 （新旧対照表 52 ページ）

議案第 50 号	指定管理者の指定について（登米市森公民館）
議案第 51 号	指定管理者の指定について（石森ふれあいセンター）
議案第 52 号	指定管理者の指定について（宝江ふれあいセンター）
議案第 53 号	指定管理者の指定について（上沼ふれあいセンター）
議案第 54 号	指定管理者の指定について（浅水ふれあいセンター）
議案第 55 号	指定管理者の指定について（登米市有機センター）
議案第 56 号	指定管理者の指定について（登米市米山体育館、登米市吉田運動場及び登米市中津山運動場）
議案第 57 号	指定管理者の指定について（登米市南方武道伝承館、登米市南方総合運動場及び登米市南方中央運動広場）

議案第50号指定管理者の指定について（登米市森公民館）から議案第57号指定管理者の指定について（登米市南方武道伝承館、登米市南方総合運動場及び登米市南方中央運動広場）までについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び各施設の設置条例の規定に基づき、各施設の管理を行わせる法人その他の団体を指定するにあたり、同法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 58 号	指定管理者の再指定について（中田農産物直売所及び中田農産物加工所）
----------	-----------------------------------

本案は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市中田農産物直売所条例（平成 17 年登米市条例第 161 号）第 3 条並びに登米市中田農産物加工所条例（平成 17 年登米市条例第 162 号）第 3 条の規定に基づき指定した指定管理者が、法人化したことにより指定管理者として再度指定するため、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号関係

登米市東和多目的集会施設条例 新旧対照表

改 正 案		現 行	
第1条～第12条 (略) 別表第1 (第2条関係)	第1条～第12条 (略) 別表第1 (第2条関係)	第1条～第12条 (略) 別表第1 (第2条関係)	第1条～第12条 (略) 別表第1 (第2条関係)
名称	位置	名称	位置
東和相川・平倉地区多目的 集会施設	登米市東和町米谷字南ノ沢54番地1	東和相川・平倉地区多目的 集会施設	登米市東和町米谷字南ノ沢54番地1
東和飯土井集会所	登米市東和町米川字飯土井112番地2	東和馬の足集会所	登米市東和町米川字馬ノ足40番地1
東和大沢・吉田コミュニティ センター	登米市東和町米谷字新大沢96番地1	東和大清水農作業準備休養 施設	登米市東和町錦織字中畑105番地1
東和城内集会所	登米市東和町米谷字根郭100番地1	東和綱木集会所	登米市東和町米川字東綱木212番地
東和綱木集会所	登米市東和町米川字東綱木212番地	東和西上沢地区多目的集会 施設	登米市東和町米川字中嶋25番地5
東和錦織ふれあいセンター	登米市東和町錦織字山居沢94番地1	東和機織沼多目的共同利用 施設	登米市東和町錦織字水溜149番地1
東和細野集会所	登米市東和町米谷字中渡戸188番地1		
別表第2 (略)			

登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

第1条～第4条 別表（第2条、第4条関係）				現行			
改正案				第1条～第4条 別表（第2条、第4条関係）			
名称	報酬 区分	旅費 金額	費用弁償	名称	報酬 区分	旅費 金額	費用弁償
登米市障害支援区分認定審査会	委員長 副委員長 委員	日額 15,000円 14,000円 12,000円	職員旅費適用 職員旅費適用 職員旅費適用	1,800円 1,800円 1,800円	委員長 副委員長 委員	日額 15,000円 14,000円 12,000円	職員旅費適用 職員旅費適用 職員旅費適用
			(略)				(略)

登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表 (第2条関係)

改正案				現行			
第1条～第4条 (略) 別表 (第2条、第4条関係)		第1条～第4条 (略) 別表 (第2条、第4条関係)					
名称	報酬		費用弁償	報酬 区分	旅費 金額		費用弁償
	月額	金額	旅費		月額	金額	旅費
農業委員会 会長	<u>月額</u>	<u>106,400円</u>	市長等旅費 適用	2,000円	<u>月額</u>	<u>72,000円</u>	市長等旅費 適用
代理(部 会長)	<u>月額</u>	<u>54,100円</u> (53,000円)	市長等旅費 適用	2,000円	<u>月額</u>	<u>42,000円</u> (41,000円)	市長等旅費 適用
委員	<u>月額</u>	<u>45,500円</u>	市長等旅費 適用	2,000円	<u>月額</u>	<u>35,000円</u>	市長等旅費 適用
			(略)				(略)

登米市手数料条例 新旧対照表（第1条関係）

改 正 案		現 行	
第1条～9条 附 則	第1条～9条 (略)	第1条～9条 (略)	附 則
1～4 (略) (手数料徴収の特例)	1～4 (略) (手数料徴収の特例)	5 平成20年10月1日から平成26年3月31日	5 平成20年10月1日から平成26年3月31日
法律(平成25年法律第28号)第19条の規定の施行の日の前日までの間、別表中に規定する住民基本台帳カード交付に係る手数料は、第2条の規定にかかわらず、徴収しない。	までの間、別表中に規定する住民基本台帳カード交付に係る手数料は、第2条の規定にかかわらず、徴収しない。	別表 (第2条関係)	別表 (第2条関係)
区分	手数料の額 (1件につき)	摘要	手数料の額 (1件につき)
住民基本台帳法第20条 第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附表の写しの交付	戸籍附票金 部証明 戸籍附票一 部証明	1通をもつて1件とする。	(略)
住民基本台帳法第30条 の44の規定による住民 基本台帳カードの交付	住民基本台 帳カード交 付	500円	1通をもつて1件とする。
			(略)

消防法第11条第1項 前段の規定に基づく 危険物の製造所、貯蔵 所又は取扱所の設置 の許可の申請に対する審査 ※1		消防法第11条第1項 前段の規定に基づく 危険物の製造所、貯蔵 所又は取扱所の設置 の許可の申請に対する審査 ※1	
(1) 製造所設 置許可手数 料		(1) 製造所設 置許可手数 料	
オ 指定数 量の倍数 が 200 を 超える製 造所	92,000 円 1通をもつ て1件とす る。	オ 指定数 量の倍数 が 200 を 超える製 造所	91,000 円 1通をもつ て1件とす る。
(3) 取扱所設 置許可手数 料		(3) 取扱所設 置許可手数 料	
オ 一般取 扱所 次 に掲げる 一般取扱 所の区分 に応じ、 それぞれ 右欄に定 められた とおりに 申請する こと。		オ 一般取 扱所 次 に掲げる 一般取扱 所の区分 に応じ、 それぞれ 右欄に定 められた とおりに 申請する こと。	

	める金額		
		(略)	
(オ) 指定 数量の 倍数が 200 を 超える 一般取 扱所	92,000 円	1通をもつ て1件とす る。	

	める金額		
		(略)	
(オ) 指定 数量の 倍数が 200 を 超える 一般取 扱所	91,000 円	1通をもつ て1件とす る。	

登米市手数料条例 新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>第1条～9条 (略)</p> <p>附 則 1～4 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第1条～9条 (略)</p> <p>附 則 1～4 (略)</p> <p>(手数料徴収の特例)</p> <p>5 平成20年10月1日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第19条の規定の施行の日の前日までの間、別表中に規定する住民基本台帳カード交付に係る手数料は、第2条の規定にかかわらず、徴収しない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

登米市社会教育委員に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略) (組織)</p> <p>第2条 委員の数は、10人以内とする。 2 委員は、次に掲げる者のうちから登米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。</p> <p>(1) 学校教育及び社会教育の関係者 (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (3) 学識経験のある者</p> <p>第3条～第5条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (組織)</p> <p>第2条 委員の数は、10人以内とする。 2 委員は、次に掲げる者のうちから登米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。</p> <p>(1) 学校教育及び社会教育の関係者 (2) 学識経験を有する者 (3) その他教育委員会が必要と認める者</p> <p>第3条～第5条 (略)</p>

登米市公民館条例 新旧対照表

改 正 案	現 行																				
<p>第1条 (略) (設置)</p> <p>第2条 法第20条の目的を達成するため、法第21条第1項及び第3項の規定に基づき、本市に公民館を設置する。 2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登米市森公民館</td><td>登米市迫町森字西表195番地 (略)</td></tr> <tr> <td>登米市公民館</td><td>登米市森公民館 (略)</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	登米市森公民館	登米市迫町森字西表195番地 (略)	登米市公民館	登米市森公民館 (略)	<p>第1条 (略) (設置)</p> <p>第2条 法第20条の目的を達成するため、法第21条第1項及び第3項の規定に基づき、本市に公民館を設置する。</p> <p>2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登米市森公民館</td><td>登米市迫町森字木戸脇58 (略)</td></tr> <tr> <td>登米市公民館</td><td>登米市森公民館 (略)</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	登米市森公民館	登米市迫町森字木戸脇58 (略)	登米市公民館	登米市森公民館 (略)								
名称	位置																				
登米市森公民館	登米市迫町森字西表195番地 (略)																				
登米市公民館	登米市森公民館 (略)																				
名称	位置																				
登米市森公民館	登米市迫町森字木戸脇58 (略)																				
登米市公民館	登米市森公民館 (略)																				
第3条～第18条 (略) 別表 (第9条関係)	<p>第3条～第18条 (略)</p> <p>別表 (第9条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th><th>利用区分</th><th>使用料 (1時間当たり)</th><th>冷暖房料 (1時間当たり)</th><th>冷暖房料 (1時間当たり)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td>冷房</td><td>暖房</td><td>冷房</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>暖房</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	施設名称	利用区分	使用料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)			冷房	暖房	冷房					暖房					(略)
施設名称	利用区分	使用料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)																	
		冷房	暖房	冷房																	
				暖房																	
				(略)																	

森公民館	体育館	700 円	二	600 円	森公民館	研修室		200 円	二	100 円	
	多目的ホール	300 円	100 円	100 円		集会室		200 円	100 円	100 円	
打合室		200 円	100 円	100 円		調理実習室		200 円	一	100 円	
和室 1		200 円	100 円	100 円							
和室 2		200 円	100 円	100 円							
調理実習室		200 円	100 円	100 円							
<hr/>											
2 個人使用料 (略)											
<hr/>											
2 個人使用料 (略)											
<hr/>											
(略)											
<hr/>											
(略)											
<hr/>											

登米市ふれあいセンター条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第3条 (略) (休館日)</p> <p>第4条 センターの休館日は、<u>12月29日から翌年の1月3日まで</u>とする。 ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を受けて、二 れを変更 _____ することができます。</p> <p>第5条～第17条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (休館日)</p> <p>第4条 センターの休館日は、<u>次のとおり</u>とする。 ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を受けて、臨 時に開館し、又は休館することができます。</p> <p>(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に当たるとときは、当該休日以後の直近の 律第178号)に規定する休日に当たるとときは、当該休日以外の直近の 休日でない日とする。</p> <p>(2) <u>12月29日から翌年の1月3日まで</u></p> <p>第5条～第17条 (略)</p>

議案第30号関係

登米市公園条例 新旧対照表

改 正 案		現 行	
第1条～第21条 (略)		第1条～第21条 (略)	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 農村公園	(2) 農村公園		
名称	位置	名称	位置
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
津山上の山農村公園	津山上の山農村公園	登米市津山町横山字上の山51番地の一部	登米市津山町横山字上の山51番地の一部
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
津山柳津谷木公園	津山柳津谷木公園	登米市津山町柳津字谷木195番地4	登米市津山町柳津字谷木195番地4
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
(3) (略)		(3) (略)	
別表第2～別表第4 (略)		別表第2～別表第4 (略)	

## 登米市道路占用料条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条 (略) (占用料の額)	第1条 (略) (占用料の額)
第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項又は第3項の規定により許可をした占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占用することができる期間（当該許可が当該敷設工事を開始した日から当該占用する日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日の末日までの期間）。以下この項、次条第1項において同じ。）に相当する期間を同表占用料の欄に定める期間で除して得た額（その額が100円に満たない場合には、100円とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降における占用の期間においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合には、100円）の合計額とする。	第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次条第1項において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合には、100円とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降における占用の期間においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合には、100円）の合計額とする。
2 市長は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。 (1) (略)	2 市長は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるとときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。 (1) (略)

<p>(2) _____</p>	<p>(2) 法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第18条に規定する事業を除く。）又は地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの（3）～（6）（略）</p> <p>（占用料の徴収方法）</p> <p>（占用料の徴収方法）</p> <p>第3条 占用料は、法第32条第1項又は第3項の規定により許可をした占用の期間に係る分を、当該占用の許可をした日（電線共同溝に係る占用料については、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした日（当該許可をした日（当該許可をした日が当該許可をした日（当該敷設工事を開始した日）から1月以内に市長の発行する納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合には、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第4条～第7条 （略）</p> <p>（占用料の徴収方法）</p> <p>第3条 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可又は協議が成立した日（電線共同溝に係る占用料については、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日）から1月以内に市長の発行する納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合には、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第4条～第7条 （略）</p>
------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表(第2条関係)

別表(第2条関係)

占用物件		占用料	
	単位		金額
法第32条 第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱 第2種電柱 第3種電柱	1本につき1年 310 480 650	310 480 650
	第1種電話柱 第2種電話柱 第3種電話柱	280 450 620	280 450 620
	その他の柱類	28	28
	共架電線その他上空に設ける線類	3	3
	地下に設ける電線その他の線類	2	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年 270	1個につき1年 270
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年 170	占用面積1平方メートルにつき1年 170
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年 560 240	1個につき1年 560 240
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年 760	表示面積1平方メートルにつき1年 760

占用物件		占用料	
	単位		金額
法第32条 第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱 第2種電柱 第3種電柱	1本につき1年 310 480 650	310 480 650
	第1種電話柱 第2種電話柱 第3種電話柱	280 450 620	280 450 620
	その他の柱類	28	28
	共架電線その他上空に設ける線類	3	3
	地下に設ける電線その他の線類	2	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年 270	1個につき1年 270
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年 170	占用面積1平方メートルにつき1年 170
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年 560 240	1個につき1年 560 240
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年 760	表示面積1平方メートルにつき1年 760

	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	<u>560</u>	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	<u>1,000</u>	
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満 のものの 外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの 外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの 外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの 外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの 外径が1メートル以上の もの	長さ1メートル につき1年	<u>12</u> <u>17</u> <u>25</u> <u>34</u> <u>50</u> <u>67</u> <u>120</u> <u>170</u> <u>340</u>	法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件 のもの 外径が0.07メートル未満のもの 0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの 外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの 外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの 外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの 外径が1メートル以上の もの	外径が0.07メートル未満 のもの 外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの 外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの 外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの 外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの 外径が1メートル以上の もの	長さ1メートル につき1年	<u>21</u> <u>30</u> <u>45</u> <u>60</u> <u>90</u> <u>120</u> <u>210</u> <u>300</u> <u>600</u>
法第32条第 1項第3号及び第4号に掲 げる施設		占用面積1平方 メートルにつき 1年	<u>560</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲 げる施設	占用面積1平方 メートルにつき 1年	<u>1,000</u>	

法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街及び 地下室	階数が 1 の もの	時価に 0.004を 乗じて 得た額	法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街及び 地下室	階数が 1 の もの	時価に 0.004を 乗じて 得た額
		階数が 2 の もの	時価に 0.007を 乗じて 得た額	階数が 2 の もの	時価に 0.007を 乗じて 得た額		
		階数が 3 以 上のもの	時価に 0.008を 乗じて 得た額	階数が 3 以 上のもの	時価に 0.008を 乗じて 得た額		
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	その他のもの	上空に設ける通路	380	法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日等に際し、一 時的に設けるもの	上空に設ける通路	1,000
		地下に設ける通路	230			地下に設ける通路	610
		その他のもの	560			その他のもの	1,000
道路法施 行令(昭和 27年政令 第479号。 以下「令」 といふ。)	看板 (アー チであるも のを除く。)	占用面積 1 平方 メートルにつき 1月	8	法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	占用面積 1 平方 メートルにつき 1日	占用面積 1 平方 メートルにつき 1日	20
		占用面積 1 平方 メートルにつき 1月	76			占用面積 1 平方 メートルにつき 1日	200
		表示面積 1 平方 メートルにつき 1年	760			表示面積 1 平方 メートルにつき 1年	2,000

第7条第 1号に掲 げる物件	標識 旗ざお	祭礼、縁日 等に際し、 一時的に設 けるもの	1本につき1年 1本につき1日	<u>450</u> <u>8</u>	第7条第 1号に掲 げる物件	標識 旗ざお	祭礼、縁日 等に際し、 一時的に設 けるもの	1本につき1年 1本につき1日	<u>800</u> <u>20</u>
	その他のも の	1本につき1月	<u>76</u>			その他のも の	1本につき1月	<u>200</u>	
幕(令第7 条第4号に 掲げる工業 用施設であ るものを除 く。)	祭礼、縁日 等に際し、 一時的に設 けるもの	その面積1平方 メートルにつき 1日	<u>8</u>	幕(令第7 条第4号に 掲げる工業 用施設であ るものを除 く。)	祭礼、縁日 等に際し、 一時的に設 けるもの	その面積1平方 メートルにつき 1日	<u>20</u>		
	その他のも の	その面積1平方 メートルにつき 1月	<u>76</u>		その他のも の	その面積1平方 メートルにつき 1月	<u>200</u>		
アーチ	車道を横断 するもの	1基につき1月	<u>760</u>	アーチ	車道を横断 するもの	1基につき1月	<u>2,000</u>		
	その他のも の		<u>380</u>		その他のも の		<u>1,000</u>		
令第7条第2号に掲げる工作物 令第7条第3号に掲げる施設	占用面積1平方 メートルにつき 1年	<u>560</u>	令第7条第2号に掲げる工作物 令第7条第3号に掲げる施設	占用面積1平方 メートルにつき 1年	<u>1,000</u>				
						1年	<u>0.028</u>	時価に 乗じて 得た額	<u>0.028</u> を 乗じて 得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材料 令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設	占用面積1平方 メートルにつき 1月	<u>76</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材料 令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設	占用面積1平方 メートルにつき 1月	<u>200</u>				
		<u>56</u>			<u>100</u>				

令第7条 第8号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高架の 道路の路面上に設けるも の	占用面積1平方 メートルにつき 1年	トンネルの上又は高架の 道路の路面上に設けるも の	占用面積1平方 メートルにつき 1年
	上空に設けるもの		上空に設けるもの	
	その他のもの		その他のもの	
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物		建築物	
	その他のもの		その他のもの	
令第7条 第10号に 掲げる施 設	建築物		建築物	
	その他のもの		その他のもの	
令第7条 第10号に 掲げる施 設及び自 動車駐車 場	建築物		建築物	
	その他のもの		その他のもの	

令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	トンネルの上又は高架の 道路の路面上に設けるも の	時価に 0.02を 乗じて 得た額	時価に 0.016を 乗じて 得た額
	上空に設けるもの	時価に 0.02を 乗じて 得た額	時価に 0.02を 乗じて 得た額
令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	その他もの	時価に 0.028を 乗じて 得た額	時価に 0.028を 乗じて 得た額
	その他もの	時価に 0.028を 乗じて 得た額	時価に 0.028を 乗じて 得た額
令第7条第12号に 掲げる器具	令第7条第12号に掲げる器具	時価に 0.028を 乗じて 得た額	時価に 0.028を 乗じて 得た額
	上空に設けるもの	時価に 0.028を 乗じて 得た額	時価に 0.028を 乗じて 得た額
令第7条 第13号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高速自 動車国道若しくは自動車 専用道路(高架のものに限 る。)の路面上に設けるも の	時価に 0.02を 乗じて 得た額	時価に 0.016を 乗じて 得た額
	上空に設けるもの	時価に 0.02を 乗じて 得た額	時価に 0.02を 乗じて 得た額

	その他のもの	時価に 0.028を 乗じて 得た額	時価に 0.028を 乗じて 得た額
備考	1～8 (略)		

## 議案第32号関係

## 豊中市都市公園条例 新旧対照表

改 正 案		現 行																																																																			
第1条～第32条 (略)		第1条～第32条 (略)																																																																			
別表第1 (略)		別表第1 (略)																																																																			
別表第2 (第10条関係)		別表第2 (第10条関係)																																																																			
(1) 公園施設を設置又は管理する場合の使用料		(1) 公園施設を設置又は管理する場合の使用料																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園施設の設置</td> <td>1平方メートル1月につき</td> <td>100円以内で市長の定める額。ただし、自動販売機の設置については、10,000円以内で市長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>公園施設の管理</td> <td>1平方メートル1月につき</td> <td>3,600円以内で市長が別に定める額</td> </tr> </tbody> </table>		種別	単位	使用料	公園施設の設置	1平方メートル1月につき	100円以内で市長の定める額。ただし、自動販売機の設置については、10,000円以内で市長が別に定める額	公園施設の管理	1平方メートル1月につき	3,600円以内で市長が別に定める額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園施設の設置</td> <td>1平方メートル1月につき</td> <td>100円以内で市長の定める額</td> </tr> <tr> <td>公園施設の管理</td> <td>1平方メートル1月につき</td> <td>3,600円以内で市長の定める額</td> </tr> </tbody> </table>		種別	単位	使用料	公園施設の設置	1平方メートル1月につき	100円以内で市長の定める額	公園施設の管理	1平方メートル1月につき	3,600円以内で市長の定める額																																																
種別	単位	使用料																																																																			
公園施設の設置	1平方メートル1月につき	100円以内で市長の定める額。ただし、自動販売機の設置については、10,000円以内で市長が別に定める額																																																																			
公園施設の管理	1平方メートル1月につき	3,600円以内で市長が別に定める額																																																																			
種別	単位	使用料																																																																			
公園施設の設置	1平方メートル1月につき	100円以内で市長の定める額																																																																			
公園施設の管理	1平方メートル1月につき	3,600円以内で市長の定める額																																																																			
(2) 公園を占用する場合の使用料		(2) 公園を占用する場合の使用料																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種電柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td></td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td></td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td></td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td></td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td></td> <td>620円</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td></td> <td>28円</td> </tr> <tr> <td>水道管、下水道管、ガス管その他の管</td> <td>外径が0.07メートル未満のもの</td> <td>12円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長さ1メートル未満のもの</td> <td>長さ1メートル未満のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>につき1年</td> <td>につき1年</td> </tr> </tbody> </table>		占用物件	単位	使用料	第1種電柱	1本につき1年	310円	第2種電柱		480円	第3種電柱		650円	第1種電話柱		280円	第2種電話柱		450円	第3種電話柱		620円	その他の柱類		28円	水道管、下水道管、ガス管その他の管	外径が0.07メートル未満のもの	12円		長さ1メートル未満のもの	長さ1メートル未満のもの		につき1年	につき1年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種電柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>560円</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td></td> <td>860円</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td></td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td></td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td></td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td></td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td></td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>水道管、下水道管、ガス管その他の管</td> <td>外径が0.07メートル未満のもの</td> <td>長さ1メートル未満のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>につき1年</td> <td>につき1年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>21円</td> </tr> </tbody> </table>		占用物件	単位	使用料	第1種電柱	1本につき1年	560円	第2種電柱		860円	第3種電柱		1,200円	第1種電話柱		500円	第2種電話柱		800円	第3種電話柱		1,100円	その他の柱類		50円	水道管、下水道管、ガス管その他の管	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル未満のもの		につき1年	につき1年			21円
占用物件	単位	使用料																																																																			
第1種電柱	1本につき1年	310円																																																																			
第2種電柱		480円																																																																			
第3種電柱		650円																																																																			
第1種電話柱		280円																																																																			
第2種電話柱		450円																																																																			
第3種電話柱		620円																																																																			
その他の柱類		28円																																																																			
水道管、下水道管、ガス管その他の管	外径が0.07メートル未満のもの	12円																																																																			
	長さ1メートル未満のもの	長さ1メートル未満のもの																																																																			
	につき1年	につき1年																																																																			
占用物件	単位	使用料																																																																			
第1種電柱	1本につき1年	560円																																																																			
第2種電柱		860円																																																																			
第3種電柱		1,200円																																																																			
第1種電話柱		500円																																																																			
第2種電話柱		800円																																																																			
第3種電話柱		1,100円																																																																			
その他の柱類		50円																																																																			
水道管、下水道管、ガス管その他の管	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル未満のもの																																																																			
	につき1年	につき1年																																																																			
		21円																																																																			

他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	<u>17円</u>	他これらに類するもの	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のものの 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	<u>30円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	<u>25円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	<u>45円</u>
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	<u>34円</u>	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	<u>60円</u>
	外径が0.2メートル以上のもの	<u>50円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>90円</u>
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>67円</u>	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>120円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>120円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>210円</u>
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>170円</u>	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	<u>300円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	<u>240円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	<u>600円</u>
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	外径が1メートル以上のもの	<u>8円</u>	競技会、展示会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>20円</u>
	上のもの			競技会、展示会、博覧会その他のこれらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき1日

廣告塔及び看板	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	76円	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	200円
標識		1 本につき 1 年	450円	1 本につき 1 年	800円
公衆電話ボックス敷		1 台につき 1 年	560円	1 台につき 1 年	1,000円
1 ~ 8	(略)			1 ~ 8 (略)	
(3) (略)				(3) (略)	
別表第 3	(略)			別表第 3 (略)	

登米市農業集落排水事業条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第30条 (略) 別表（第3条関係） 施設の名称等	第1条～第30条 (略) 別表（第3条関係） 施設の名称等
排水処理施設の名称	排水処理区域
(略)	(略)
茂栗地区農業集落排水処理施設	終末処理場の位置
茂栗地区の浦区 の一部	登米市迫町新田字茂栗 前122番地 1
米川地区農業集落排水処理施設	登米市東和町米川字新 四十田31番地 1
米川地区農業集落排水処理施設	米川1区、米川2 区、米川3区及び 米川4区の一部
	(略)
排水処理施設の名称	排水処理区域
(略)	(略)
茂栗地区農業集落排水処理施設	終末処理場の位置
茂栗地区農業集落排水の浦区 の一部	登米市迫町新田字茂栗 前122番地 1
米川地区農業集落排水の一部	登米市東和町米川字新 四十田31番地 1
	(略)
排水処理施設の名称	排水処理区域
(略)	(略)
茂栗地区農業集落排水の浦区 の一部	登米市迫町新田字茂栗 前122番地 1
米川地区農業集落排水の一部	登米市東和町米川字新 四十田31番地 1
	(略)

## 登米市暫住宅条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 梯則 (第64条～第67条)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第6条 (略) (入居者資格の特例)</p> <p>第7条 前条第2号ア(ア)から(オ)までに該当する者(以下「老人等」という。)にあつては、各号のいずれかに該当する者(以下「老人等」という。)にあつては、前条第1号の条件を具備することを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けたことが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する關係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 梯則 (第64条～第68条)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第6条 (略) (入居者資格の特例)</p> <p>第7条 前条第2号ア(ア)から(オ)までに該当する者(以下「老人等」という。)にあつては、各号のいずれかに該当する者(以下「老人等」という。)にあつては、前条第1号の条件を具備することを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けたことが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者 _____ でア又は _____ イのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号 _____ の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項 _____ の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起</p>

算して5年を経過していないもの	算して5年を経過していないものの (3)～(5) (略)	(3)～(5) (略)
(6) 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第30条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされたもの	(6) 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされたもの	より法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされたもの
2・3 (略) 第8条～第10条 (略)	2・3 (略) 第8条～第10条 (略)	2・3 (略) 第8条～第10条 (略)
(住宅入居の手続)	(住宅入居の手続)	(住宅入居の手続)
第11条 市営住宅の入居予定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。	第11条 市営住宅の入居予定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。	第11条 市営住宅の入居予定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手續をしなければならない。
(1) 入居予定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。	(1) 入居予定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適當と認める保証人 の連署する請書を提出すること。	(1) 入居予定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適當と認める保証人 の連署する請書を提出すること。
(2) (略)	(2) (略)	(2) (略)
2～5 (略) 第12条～第18条 (略)	2～5 (略) 第12条～第18条 (略)	2～5 (略) 第12条～第18条 (略)
(家賃の督促)	(家賃の督促)	(家賃の督促)
第19条 (略)	第19条 (略)	第19条 (略)
—	—	—
2 入居者は、前項の規定により指定された期限（以下「指定納定期限」という。）までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納定期限の翌日から納付の日まで期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納定期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。	2 入居者は、前項の規定により指定された期限（以下「指定納定期限」という。）までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納定期限の翌日から納付の日まで期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納定期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。	2 入居者は、前項の規定により指定された期限（以下「指定納定期限」という。）までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納定期限の翌日から納付の日まで期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納定期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
3 市長は、入居者が第1項の指定納定期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。	3 市長は、入居者が第1項の指定納定期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。	3 市長は、入居者が第1項の指定納定期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。
第20条～第62条 (略)	第20条～第62条 (略)	第20条～第62条 (略)
(準用)	(準用)	(準用)
第63条 第4条から第50条まで、次条から第67条までの規定は、市営単	第63条 第4条から第50条まで、次条から第67条までの規定は、市営単	第63条 第4条から第50条まで、次条から第68条までの規定は、市営単

独住宅について準用する。  
第64条～第67条 (略)  
別表 (第3条、第57条関係)

独住宅について準用する。

第64条～第67条 (略)

別表 (第3条、第57条関係)

#### 1 市曾住宅

名称	位置
迫西大網住宅	登米市迫町佐沼字大網199番地1 (代表地番) (略)
迫南元丁第二住宅	登米市迫町佐沼字南元丁66番地1 (略)
東和日面住宅	登米市東和町米谷字日面15番地、18番地
東和日面第二住宅	登米市東和町米谷字日面56番地
東和三六山第一住宅	登米市東和町米谷字日面81番地2、83番地1 (略)
中田加賀野住宅	登米市中田町石森字加賀野一丁目12番地3
中田加賀野第二住宅	登米市中田町石森字加賀野二丁目4番地7、4番地8

名称	位置	名称	位置
迫西大網住宅	登米市迫町佐沼字大網199番地1 (略)	迫南元丁住宅	登米市迫町佐沼字南元丁88番地2 (略)
東和日面住宅	登米市東和町米谷字日面15番地、18番地	東和三六山第一住宅	登米市東和町米谷字元町180番地1、183番地1 (略)
中田加賀野住宅	登米市中田町石森字加賀野一丁目12番地3	中田加賀野第二住宅	登米市中田町石森字加賀野二丁目4番地7、4番地8

豊里下町第2住宅		登米市豊里町下屋浦301番地6、301番地 23	(略)
豊里横町住宅		登米市豊里町横町25番地1 (代表地番)  (略)	
市営単独住宅		(略)	
2	共同施設		
豊里下町第2住宅	登米市豊里町下屋浦301番地6、301番地 23	登米市豊里町下屋浦301番地6、301番地 23	(略)
豊里横町住宅	登米市豊里町横町25番地1 (代表地番)  (略)		
市営単独住宅	(略)		
2	共同施設		
名称	名称	位置	位置
登米遠見台集会所	登米市登米町寺池上町56番地81	登米市登米町寺池上町56番地81	
中田加賀野住宅集会所	登米市中田石森字加賀野一丁目12番地3	登米市中田石森字加賀野一丁目12番地3	
豊山西野住宅集会所	登米市米山町西野字見通16番地2	登米市米山町西野字見通16番地2	
名称	名称	位置	位置
豊里新町幼児遊園	登米市豊里町土手下57番地	登米市豊里町土手下57番地	
豊里上屋浦幼児遊園	登米市豊里町上屋浦214番地4	登米市豊里町上屋浦214番地4	
名称	名称	位置	位置
迫西大綱住宅駐車場	登米市迫町佐佐沼字大綱199番 地1 (代表地番)	月額2,000円 ——	——
迫南元丁第二住宅駐 車場	登米市迫町佐佐沼字南元丁66 番地1	月額2,000円 ——	——

<u>東和日面住宅駐車場</u>	登米市東和町米谷字日面15 番地、18番地	月額2,000円		
<u>東和日面第二住宅駐車場</u>	登米市東和町米谷字日面56 番地	月額2,000円		
<u>中田大柳住宅駐車場</u>	登米市中田町上沼字大柳119 番地5、117番地2	月額2,000円	登米市中田町上沼字大柳119 番地5、117番地2	月額2,000円
<u>中田本町住宅駐車場</u>	登米市中田町石森字本町73 番地	月額2,000円	登米市中田町石森字本町73 番地	月額2,000円
<u>中田加賀野住宅駐車場</u>	登米市中田町石森字加賀野 一丁目12番地3	月額2,000円	登米市中田町石森字加賀野 一丁目12番地3	月額2,000円
<u>中田加賀野第二住宅駐車場</u>	登米市中田町石森字加賀野 二丁目4番地7、4番地8	月額2,000円		
<u>豊里下町住宅駐車場</u>	登米市豊里町浦301番地 1、301番地38	月額2,000円	登米市豊里町浦301番地 1、301番地38	月額2,000円
<u>豊里下町第2住宅駐車場</u>	登米市豊里町下屋浦301番地 6、301番地23	月額2,000円	登米市豊里町下屋浦301番地 6、301番地23	月額2,000円
<u>豊里横町住宅駐車場</u>	登米市豊里町横町25番地1 (代表地番)	月額2,000円		
				(略)

## 登米市青少年問題協議会設置条例 新旧対照表

改 正 案		現 行
第1条 (略) (組織)	第1条 (略) (組織)	第2条 協議会は、会長及び委員20人以内をもって組織する。
第2条 協議会は、会長及び委員20人以内をもって組織する。 2 会長は、市長をもって充てる。 3 委員は、次に掲げる者たちから市長が任命する。 (1) 市議会の議員 (2) 関係行政機関の職員 (3) 学識経験がある者 (4) その他市長が必要と認める者	第3条・第4条 (略) (専門委員)	第3条・第4条 (略) (専門委員)
第5条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員をおくことができる。 2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、市長が任命する。 3 専門委員は、当該専門の事項の調査を終了したときは解任されるものとする。	第6条～第10条 (略)	第6条～第10条 (略)

## 登米市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>登米市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例</u> (審査会の委員の定数) <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条の規定に基づき設置する<u>登米市障害支援区分認定審査会</u>（以下「審査会」という。）の委員の定数は15人以内とする。</p> <p>第2条 (略)</p>	<u>登米市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例</u> (審査会の委員の定数) <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条の規定に基づき設置する<u>登米市障害程度区分認定審査会</u>（以下「審査会」という。）の委員の定数は15人以内とする。</p> <p>第2条 (略)</p>

## 登米市医学生奨学金等貸付条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第8条 (略) (償還の免除)	第1条～第8条 (略) (償還の免除)
第9条 市長は、次の各号に掲げる奨学金の貸付けを受けた者が当該各号に定める場合に該当することとなつたときは、当該奨学金の償還及び利息の支払の全部を免除するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 看護師奨学金 看護師養成施設を卒業後2年以内に看護師の国家資格を取得し、直ちに市立病院等に採用された場合に、当該採用された日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた奨学金の総額を60万円で除して得た数に相当する年数を看護師として業務に従事したとき。	第9条 市長は、次の各号に掲げる奨学金の貸付けを受けた者が当該各号に定める場合に該当することとなつたときは、当該奨学金の償還及び利息の支払の全部を免除するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 看護師奨学金 看護師養成施設を卒業後2年以内に看護師の国家資格を取得し、直ちに市立病院等に採用された場合に、当該採用された日の属する月の翌月から起算して奨学金の貸付けを受けた期間に相当する年数を看護師として業務に従事したとき。 2 (略)
第10条・第11条 (略) (償還の猶予)	第10条・第11条 (略) (償還の猶予)
第12条 前条の規定にかかわらず、市長は、奨学金等の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が継続する期間、当該奨学金等の償還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することができる。 (1)～(3) (略) (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。	第12条 前条の規定にかかわらず、市長は、奨学金等の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が継続する期間、当該奨学金等の償還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することができる。 (1)～(3) (略) 第13条 (略)

## 登米市児童活動センター条例 新旧対照表

改 正 案		現 行	
第1条 (略) (名称及び位置)	第1条 (略) (名称及び位置)	第1条 (略) (名称及び位置)	第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。
第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		名称	位置
		上沼児童活動センター	登米市中田町上沼字弥勒寺大下90番地1
		米谷児童活動センター	登米市東和町米谷字越路75番地
		米川児童活動センター	登米市東和町米川字町裏120番地
第3条～第9条 (略)		第3条～第9条 (略)	

## 登米市定住促進住宅条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第13条 (略) (家賃の督促)	第1条～第13条 (略) (家賃の督促)
第14条 (略)	第14条 (略)
	<u>2 入居者は、前項の規定により指定された期限（以下「指定納期限」という。）までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u>
	<u>3 市長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を免除することができる。</u>
	第15条～第42条 (略)

登米市緊急避難用住宅設置条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条・第2条 (略) (定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 配偶者からの暴力による被害者 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号) 第1条第2項に規定する被害者をいう。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第4条～第8条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略) (定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 配偶者からの暴力による被害者 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (平成13年法律第31号) 第1条第2項に規定する被害者をいう。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第4条～第8条 (略)</p>

## 登米市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
附 則（平成24年3月13日条例第8号）	附 則（平成24年3月13日条例第8号）
第1条～第3条（略）	第1条～第3条（略）
(平成26年4月1日における号俸の調整)	
<u>第4条 平成26年4月1日において44歳である職員の同日における号俸は、この条例による調整がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。</u>	
<u>2 附則第2条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。</u>	
<u>第5条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。</u>	第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

## 宮城県市町村職員退職手当組合規約 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第一条～第二十一条 (略) 別表第一 (略)</p> <p>石巻市、塩竈市、大崎市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、巖王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、加美町、色麻町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合、白石市外二町組合、亘理名取共立衛生処理組合、宮城東部衛生処理組合、黒川地域行政事務組合、石巻地区行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亘理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、塩釜地区環境組合、加美郡保健医療福祉行政事務組合、みやぎ県南中核病院企業団、石巻地方広域水道企業団、組合</p>	<p>第一条～第二十二条 (略) 別表第一 (略)</p> <p>石巻市、塩竈市、大崎市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、巖王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、加美町、色麻町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合、白石市外二町組合、亘理名取共立衛生処理組合、宮城東部衛生処理組合、黒川地域行政事務組合、石巻地区行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亘理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、塩釜地区環境組合、加美郡保健医療福祉行政事務組合、みやぎ県南中核病院企業団、石巻地方広域水道企業団、組合</p>

## 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>別表第1 蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町・亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町・富谷町・大衡村・色麻町・加美町・涌谷町・美里町・南三陸町・気仙沼市・白石市・名取市・角田市・多賀城市・岩沼市・登米市・栗原市・東松島市・大崎市・石巻地区行政事務組合・仙南地域広域行政事務組合・吉田川流城溜池大和町外2市4ヶ町村組合・色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合・亘理名取共立衛生処理組合・宮城東部衛生処理組合・吉田川流城行政事務組合・気仙沼本吉地域広域行政事務組合・吉田川流城溜池大和町外2市4ヶ町村組合・色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合・亘理名取共立衛生処理組合・宮城東部衛生処理組合・黒川地城行政事務組合・白石市外二町組合・宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合・亘理地区行政事務組合・塩釜地区消防事務組合・宮城県市町村職員退職手当組合・宮城県市町村自治振興センター みやぎ県南中核病院企業団・加美郡保健医療福祉行政事務組合・宮城県後期高齢者医療広域連合</p> <p>別表第2 (略)</p>	<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>別表第1 蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町・亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町・富谷町・大衡村・色麻町・加美町・涌谷町・美里町・南三陸町・気仙沼市・白石市・名取市・角田市・多賀城市・岩沼市・登米市・栗原市・東松島市・大崎市・石巻地区行政事務組合・仙南地域広域行政事務組合・吉田川流城溜池大和町外2市4ヶ町村組合・色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合・亘理名取共立衛生処理組合・宮城東部衛生処理組合・黒川地城行政事務組合・白石市外二町組合・宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合・亘理地区行政事務組合・塩釜地区消防事務組合・宮城県市町村職員退職手当組合・宮城県市町村自治振興センター みやぎ県南中核病院企業団・加美郡保健医療福祉行政事務組合・宮城県後期高齢者医療広域連合</p> <p>別表第2 (略)</p>

## 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>別表第1</p> <p>蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町・亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町・富谷町・大衡村・色麻町・加美町・涌谷町・美里町・氣仙沼市・白石市・名取市・角田市・多賀城市・岩沼市・栗原市・東松島市・大崎市・石巻地区行政事務組合・仙南地域広域行政事務組合・大崎地域広域行政事務組合・吉川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合・色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合・亘理名取共立衛生処理組合・宮城東部衛生処理組合・宮城県市町村非常勤消防団員補償報償事務組合・白石市外二町組合・宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合・亘理地区行政事務組合・塩釜地区消防事務組合・宮城県市町村職員退職手当組合・宮城県市町村自治振興センター・みやぎ県南中核病院企業団・加美郡保健医療福祉行政事務組合・宮城県後期高齢者医療広域連合</p> <p>別表第2 (略)</p>	<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>別表第1</p> <p>蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町・亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町・富谷町・大衡村・色麻町・加美町・涌谷町・美里町・氣仙沼市・白石市・名取市・角田市・多賀城市・岩沼市・栗原市・東松島市・大崎市・石巻地区広域行政事務組合・仙南地域広域行政事務組合・吉川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合・色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合・亘理名取共立衛生処理組合・宮城東部衛生処理組合・宮城県市町村非常勤消防団員補償報償事務組合・白石市外二町組合・宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合・亘理地区行政事務組合・塩釜地区消防事務組合・宮城県市町村職員退職手当組合・宮城県市町村自治振興センター・塩釜地区環境組合・みやぎ県南中核病院企業団・加美郡保健医療福祉行政事務組合・宮城県後期高齢者医療広域連合</p> <p>別表第2 (略)</p>